

検査結果表  
(第1第1項第4号に規定する昇降機)

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	その他の検査者		

番号	検査項目	昇降機番号				検査結果	担当検査者番号	
		指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格			
1	駆動装置							
(1)	開閉器及び遮断器					—		
(2)	接触器、継電器及び運転制御用基板					—		
(3)	ヒューズ					—		
(4)	制御器	絶縁 電動機の回路 (300V以下・300V超)	MΩ					
		制御器等の回路の300Vを超える回路	MΩ				—	
		制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路	MΩ					
		制御器等の回路の150V以下の回路	MΩ					
(5)	接地					—		
(6)	電動機					—		
(7)	減速機					—		
(8)	ブレーキ	制動力 イ. いすに積載荷重の1.25倍の荷重を加え、定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認 積載荷重の1.25倍の荷重 (                      kg) 定格速度 (                      m/min)	mm				—	
		ロ. かごが無負荷の状態において定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認 制動距離の基準値 (                      mm)						
(9)	駆動方式	摩擦式 (駆動ローラー)						
		ラックピニオン式						
		チェーンプロケット式	鎖の摩耗 測定長さ(                      mm) 基準長さ(                      mm)	%				
		チェーンラックピニオン式	鎖の摩耗 測定長さ(                      mm) 基準長さ(                      mm)	%				
(10)	鎖の緩み検出装置							
(11)	駆動装置等のカバー					—		
(12)	かご非常止め装置                      形式                      速度検出式・緩み検出式					—		
(13)	かごのガイドシュー等							
(14)	ファイナルリミットスイッチ及びリミット (強制停止) スイッチ					—		
(15)	充電池					—		
(16)	駆動装置等の耐震対策							
(17)	速度 定格速度 (                      m/min)	上昇	m/min				—	
		下降	m/min					
2	いす関係							
(1)	いす部					—		
(2)	いす操作盤のボタン等及び操作レバー					—		
(3)	いすの回転装置					—		
(4)	用途、積載量及び最大定員の標識					—		
(5)	障害物検出装置					—		
(6)	運転キー					—		
(7)	安全ベルト					—		
(8)	いすの折りたたみ機構					—		

		昇降機番号				担当 検査者 番号
番号	検査項目	検査結果				
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不 適 格	
3	乗り場及び階段					
(1)	乗り場の押しボタン等				—	
(2)	リモートコントロールスイッチ				—	
(3)	ガイドレール及びレールブラケット					
(4)	折りたたみレール				—	
(5)	移動ケーブル及びトロリー				—	
(6)	充電装置				—	
(7)	耐震対策					
4	上記以外の検査項目					
特記事項						
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定) 年月	

## 別記第四号（いす式階段昇降機検査結果表）

（注意）

- ① この書類は、昇降機ごとに作成してください。その際に、「昇降機番号」欄には、建築基準法施行規則別記第36号の4様式第二面5欄の番号を記入してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の4様式第二面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象のいす式段差解消機に適用されないことが明らかなものについては、その「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表第4（い）欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第4（い）欄に掲げる検査項目について（ろ）欄に掲げる検査事項のいずれかが（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください（ただし、（に）欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、（に）欄「ロ」に掲げる判定基準のみに該当する場合を除く。）。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「要重点点検」欄は、⑥に該当せず、別表第4（に）欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、（い）欄に掲げる検査項目について（ろ）欄に掲げる検査事項が（に）欄「ロ」に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥及び⑦のいずれにも該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑪ 1（4）「絶縁」には、該当する回路及び電圧区分を○で囲んだ上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。
- ⑫ 1（8）「ブレーキ」欄の「制動力」には、いすに積載荷重の1.25倍の荷重を加え、定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する方法による場合は「イ。」を○印で囲み、積載荷重の1.25倍の荷重の値及び定格速度を記入してください。かごが無負荷の状態において定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する方法による場合は「ロ。」を○印で囲み、無負荷時の定格速度の状態における制動距離の基準値を記入してください。右欄には検査で測定した制動距離を記入してください。
- ⑬ 1（9）「駆動方式」欄には、該当しない項目を取消線で抹消した上で、「チェーン sprocket式」及び「チェーンラックピニオン式」の「鎖の伸び」のうち「測定長さ」には、その鎖の摩耗した部分の長さを、「基準長さ」には、鎖車にかからない部分で摩耗していない鎖の長さを記入してください。また、右欄に現在の長さの基準長さに対する伸び率を記入してください。
- ⑭ 1（12）「かご非常止め装置」の「形式」には、該当するものを○で囲んでください。
- ⑮ 1（17）「速度」には、定格速度を記入するとともに、右欄に検査で測定した上昇時及び下降時の速度を記入してください。
- ⑯ 4「上記以外の検査項目」には、第1第1項ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したとき又は第1第2項により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目又は第1第2項に規定する図書に記載されている検査項目を追加し、⑥から⑩に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、4は削除して構いません。
- ⑰ 「特記事項」欄は、検査の結果、要是正又は要重点点検の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑱ ブレーキパッドの状況に関する写真を別添1様式、ブレーキパッドを除く要是正又は要重点点検とされた検査事項（既存不適格の場合を除く。）における要是正又は要重点点検とされた部分の写真を別添2様式に従い添付してください。